

第26期東京都自然環境保全審議会  
第5回温泉部会  
速 記 録

令和7年6月26日（木）午後2時00分～  
都庁第二本庁舎31階特別会議室23

○古館計画課長 それでは、ただいまより第5回温泉部会を開会させていただきます。

委員の皆様におかれましては、本日はお忙しい中を御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

事務局を務めます環境局自然環境部計画課長の古館と申します。どうぞよろしくお願いたします。

まず開会に当たりまして、定足数について御報告させていただきます。

本日は温泉部会に所属する委員7名中7名の方に御出席いただいておりますので、規定(東京都自然環境保全審議会規則第5条第1項)により、会議は成立しておりますことを御報告させていただきます。

本日は2件の審議を予定しており、会議時間は1時間半程度かかる見込みでございます。議論や質問の状況によりましては時間が前後する可能性もございますので、御了承いただければと思います。

また本日は傍聴の申出はございませんでしたので、併せてお知らせさせていただきます。

それでは、益子部会長に審議の開会をお願いいたします。

○益子部会長 益子でございます。

それでは、第5回温泉部会の審議を開催いたします。

本日の議事の流れについて御説明いたします。

本日の審議案件は、お配りしております次第のとおり諮問第498号「神津島村鏑崎の温泉掘削について」、諮問第499号「新宿区上落合の温泉動力の装置について」の2件となります。

審議の方法については、まず事業の概要について事務局から簡単に説明いたします。続いて、事業者の方に入室していただき、事業の詳細内容について御説明していただいた上で、事業者の方との質疑応答を行いたいと思います。そして、事業者の方に退室していただいた後、委員間での意見交換を行います。次に、許可基準の適合状況について、事務局から説明いただき、委員間での意見交換を行います。最後に、本審議会への報告内容について、部会としてコンセンサスを得る、という流れにさせていただきます。

それでは、まず事務局から本日の資料の確認をお願いいたします。

○大久保水環境課長 自然環境部水環境課長の久保でございます。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、資料の確認をいたします。

資料1は「第26期東京都自然環境保全審議会 温泉部会委員名簿」でございます。

資料 2 - 1 が諮問第498号の概要版。

資料 2 - 2 が事業者用資料。

資料 2 - 3 が許可基準の適合状況。

次に、資料 3 - 1 が諮問第499号の概要版。

資料 3 - 2 が事業者用資料。

資料 3 - 3 が許可基準の適合状況。

また各事業者用資料には、委員限りとしまして補足資料がございます。

その他、参考資料 1 から 4 を配付してございます。

資料はお手元にそろっていらっしゃいますでしょうか。ない場合にはお知らせいただければと思います。よろしいでしょうか。

次に、資料等の取扱いについて、事務局より御提案がございます。

各審議案件の事業者用資料の後半にあります補足資料は、掘削計画や利用計画をはじめとします事業者の競争上または事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められる情報を含んでいることから、東京都情報公開条例第 7 条第 3 号の非開示情報に該当いたします。

したがって、補足資料につきましては一式非公開とさせていただき、部会後は処分いただきますようお願いいたします。

また当該非公開資料に係る審議及び議事録につきましても非公開とさせていただきたいと存じます。

○益子部会長 ただいま事務局から資料、審議及び議事録の取扱いについて提案がございましたが、いかがでしょうか。

特に御異議はございませんようですので、資料、審議及び議事録の取扱いは事務局案どおりということでよろしく願いいたします。

資料の確認は以上です。

それでは、ただいまから諮問第498号「神津島村錆崎の温泉掘削について」審議を行います。

事務局より申請の概要を説明してください。

○大久保水環境課長 それでは、お手元の資料に基づき、まず概要について私から御説明させていただきます、その後、申請者から事業の説明をしていただきます。

資料 2 - 1 を御覧ください。

申請者は神津島村。

目的は既存の温浴施設の浴用に供給すること。

申請地は神津島村字錆崎地内。

地目は雑種地です。

工事内容は、掘削口径が311ミリメートル、深さ220メートル、施工方法はロータリー式掘削です。

温泉の利用計画ですが、既存温浴施設である神津島温泉保養センターへの温泉供給です。現在使用中の錆崎温泉5号井に腐食等による不具合が生じているため、その代替として新たな井戸を掘削します。

揚湯量は日量256立方メートルを予定しております。

申請地周辺の状況でございますが、土地は申請者が所有しております。

周辺の概況としては、神津島港から北に約1.3キロメートルに位置しまして、神津島の西側海岸沿いの道路に隣接。周辺には主に山林がございます。

周辺1キロメートル以内の状況ですが、資料2-1の2ページの図2を御覧ください。

本申請地点を星、既存源泉を四角、半径1キロメートルの範囲を赤の円で示しております。

既存源泉が5か所ございますが、現在、稼働中の源泉は2か所です。稼働中の既存源泉のうち、1つは神津島温泉保養センターで現在使用中の錆崎温泉5号井で、申請地から約60メートルの地点、もう一つは申請地から約900メートル南の湯柱温泉となります。

水道水源井戸等、配慮を要する井戸はございません。

湧水については、申請地の南東に沢尻湾へ流入する河川の源流となる湧水地点が2か所ございます。

本申請の許可に影響する他法令への対応につきましては、申請地が自然公園法の第2種特別地域に該当することから、掘削に当たって東京都より工作物の新築許可を取得済みでございます。また海岸法の海岸保全区域でもございますため、掘削行為について東京都へ協議中でございます。

最後に、掘削時の可燃性天然ガス対策ですが、敷地境界から3メートル以上離隔距離を確保いたします。

本申請の概要について、私からの説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○益子部会長 ありがとうございます。

続きまして、事業者の方から資料2-2について御説明していただきますので、事業者の方を入室させてください。

(事業者入室)

○益子部会長 どうぞお座りください。

説明される方は簡単に所属とお名前を言ってくだされば助かりますので、よろしく願いいたします。

では、御説明をよろしく願いいたします。

○事業者 神津島村役場のAといいます。よろしく願いします。

それでは、説明させていただきます。

神津島温泉保養センターでは今年度に新しい井戸の掘削を予定しております。

掘削の目的といたしましては、神津島温泉保養センターでは、現在、5号井戸を利用しています。5号井戸は井戸のケーシング管内部の腐食等により、ケーシング管内部が一部狭くなっていることと、竣工時に220メートルあった井戸の深さが、令和6年度の井戸のクリーニング作業時の計測では163メートルまでしか計測できませんでした。

上記のことから、ケーシング管の腐食により井戸抗内が埋まっていることが考えられます。今後、ケーシング管内部の腐食の進行につれて揚湯不能となることも想定されるため、代替となる温泉井戸の掘削の必要があると考えております。

現在の5号井戸は1年に1回井戸のメンテナンスを行っております。メンテナンス方法については、ケーシング素材は温度に耐えられるよう鋼管、メンテナンスはスケールを無理に処理しないよう慎重に、一般社団法人全国さく井協会で通常井戸改修工事に行われている方法を取っております。配管の電蝕防止等には亜鉛板を設置するなど対策も心がけていますが、設置から10年が経過しております。

現在、予定している掘削地点についてです。お手元の資料の2から5ページになるのですが、こちらの場所は、展望写真等が載っていると思うのですが、令和5年度に温泉源調査委託を行いまして、その結果この場所が一番湧出が見込まれている場所となっております。

続きまして、施工計画については6ページのとおりに安全を遵守しながら進めていきたいと思っております。

続きまして、環境対策等については7ページに記載されているとおりに進めてまいりたいと思っております。

近隣への事前説明結果についてなのですが、温泉保養センターの近くには2軒の民家がありまして、2軒の民家さんには事前に今年度井戸を掘る予定であることは伝えており

ます。

あと村民への周知方法といたしましては、神津島には24時間流れているCATVというものがありまして、そちらで文字放送にて9ページ、10ページの内容を常に流している状況です。

11ページについて、こちらは井戸の工事が確定いたしましたら、神津島の防災行政無線にて全村民にいつからいつまでの期間温泉工事を行いますというふうに通知いたします。

簡単ではございますが、以上で説明を終わります。

○益子部会長 ありがとうございます。

続きまして、非公開資料である補足資料の御説明をお願いいたします。

(非公開資料説明、質疑略)

○益子部会長 それでは、続きまして許可基準の適合状況について、事務局から説明をお願いいたします。

○大久保水環境課長 それでは、許可基準の適合状況を説明させていただきます。

資料2-3を御覧ください。

温泉法第4条に、温泉掘削許可の基準として、「温泉のゆう出量、温度又は成分に影響を及ぼさないこと」「公益を害するおそれがないこと」「可燃性天然ガスによる災害防止に関する基準に適合していること」等が規定されております。東京都では、前の2項目について1ページにある本表の①②③について適合状況を審査しております。また可燃性天然ガスによる災害防止に関しては、2ページにあるとおり温泉法施行規則に規定された内容について適合状況を審査しております。

まず1ページの①既存源泉との距離制限、②1日の揚湯量につきましては、島嶼地域は指定地域外となっております。

次に、③についてです。配慮を要する井戸について、周辺1キロメートル以内に水道水源井戸または水道未給水地域における生活の用に供する井戸はございません。

周辺1キロメートル以内の湧水については、申請地の南東に2か所ございますが、申請地より標高が高く、湧水に影響は与えないと考えております。

なお、当申請につきまして、神津島村から地下水保全等に関する意見は特にございませぬ。

2ページに移らせていただきます。

「可燃性天然ガスによる災害防止に関する基準に適合していること」についてですけれど

も、アからオの敷地境界からの距離の確保やガス噴出防止装置の設置などを行うことで温泉法上の基準を満足いたします。

加えまして、キの災害防止規定の内容については、神津島村を所管する神津島空港消防の確認を得ております。

諮問第498号「神津島村錆崎の温泉掘削」に関する許可基準への適合状況についての説明は以上でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○益子部会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして、何か御意見等がございましたら発言をお願いいたします。

特に都の基準に照らして抵触するところはないということでございます。

○窪田委員 1ページ目の下の周辺自治体からの申請に対する意見ということなのですが、村が申請して、村が回答するというのはどうなのかなというのもあって、地下水を管理する部署と今回の申請の部署は違うと見ていいのですか。

○事務局 違います。

○窪田委員 ありがとうございます。

○益子部会長 ほかにございませんでしょうか。ないでしょうか。

そういたしましたら、一応採決となりますけれども、特に御異議がないようでございますたら許可相当にいたしますけれども、許可相当にしましてもほかに附帯条項だとか条件だとか、そういったことをつける必要性があるかないか御意見を頂ければと思いますけれども、特にございませんでしょうか。

○安川委員 揚湯試験について、次回に揚湯、動力をつける申請が出てきたときはきちんとやってくださいみたいなことをつけられるでしょうか。

○益子部会長 揚湯試験に対しては正確なデータ提出をしてくださいというような内容ですかね。

○安川委員 掘削自体は認めるので次のことになるのですけれども、お互いそのことはちゃんと認識した上で進めていったほうがいいと思うので、何かそんなような。

○布山委員 ちょっといいですか。直接関係ない話なのですが、（補足資料にある）温泉分析書がさっきおっしゃったように今年の2月で、10年間この井戸を使っていたわけですよ。この1個前の分析書は確認されていますか。

○益子部会長 変化があるか。

○布山委員 そうそう、そののところだけどうなっているのかなと。10年間で大きな変化があったのかなかったのか、そのところだけ確認してみたほうがいいのではないかと。許可には別に問題ないのですけれどもね。

○益子部会長 これはガスのほうだけです。主成分だけでいいのでちょっと読み上げてもらえば。

○布山委員 (事務局より該当する分析書を提示) 溶存物質が1グラムぐらい減っているのだね。1グラムまではいかないのですけれどもね。

○益子部会長 温度はどうか。今回49.5℃だけれども。

○布山委員 56.5℃なのでちょっと下がっている。

○益子部会長 その辺で私も心配だったのは、成分は薄くなっている。

○布山委員 若干。

○益子部会長 木川田さん、この成分濃度を海水と比べて海水より濃いですか。強塩水だから濃いのだよね。

○木川田委員 ぱっと見はほぼ海水に思いましたけれどもね、海水だと瞬間的には思ったけれども。

○益子部会長 ほかの水が入ってくるとすれば海水なので、ほぼ海水に近い組成に海水が入ってきても多分あまり成分変化は見えないのだけれども、温度が下がっていることを考えると、海水も少し入ってきている可能性はあるかな。

○木川田委員 メタけい酸はどのくらいですか。

○布山委員 メタけい酸が114で、現在、103ですから若干減っている。

○木川田委員 pHも7より下だからね。

○布山委員 ナトリウムイオンも減っている。

○益子部会長 分かりました。個別の成分で議論するのはちょっと難しいと思うので、温度がかなり下がっていることを考えると、やはりモニタリングでしょうか。しっかりモニタリングして行ってくださいということはあるけれども、先ほど申しあげました自噴した場合の対応も書いておいたほうがいいですね。まずないとは思いますが、念押しということで自噴した場合にも温度、量、その他の測定をできれば自動記録するということを附帯決議として出してもらったらいかがかと思います。その2点でよろしいですか。

では、その2点で許可相当ということで本審議会に諮っていただきますので、よろしくお



願いいたします。

続きまして、諮問第499号「新宿区上落合の温泉動力の装置について」、審議を行います。

事務局より申請の概要を説明していただきます。よろしく願いいたします。

○大久保水環境課長 それでは、資料3-1を御覧ください。

申請者は笠原洋人。

目的は公衆浴場の浴用に供給すること。

申請地は新宿区上落合地内です。

地目は宅地。

なお、申請地は既存の公衆浴場敷地内となっております。

現在、公衆浴場として稼働中でして、昨年度に水質分析をして温泉であることが判明したため、温泉動力の装置を申請するものがございます。

温泉の現況としましては、深さ95メートル、静水位がGL-15.4メートル、動水位は連続揚湯試験実施時にGL-22.23メートルでございます。

泉温は19.2℃。

泉質名はございません。メタけい酸の項により温泉に適合しています。

申請する動力は出力5.5キロワット。

吐出口断面積、13.584平方センチメートル。

吐出量は毎分229.4リットルです。

揚湯量は日量82.6立方メートルとなっております。

申請地周辺の状況でございますが、土地は申請者所有の土地。

周辺の概況としましては、東京メトロ東西線落合駅から西に約200メートルであり、周辺は住宅等が立地しております。

周辺1キロメートル以内の状況ですが、資料3-1の2ページの図2を御覧ください。本申請地点を星、半径1キロメートルの範囲を赤の円で示しております。

申請地半径1キロメートルの範囲内に既存源泉はございません。

水道水源井戸等、特別に配慮を要する井戸もございません。

湧水もございません。

本申請の許可に影響する他法令等は特にございません。

最後に、稼働時の可燃性天然ガス対策ですが、可燃性天然ガス濃度の測定を実施済みでし

て、基準値以下でございました。

本申請の概要について、私からの説明は以上でございます。

よろしく願いいたします。

○益子部会長 続きまして、事業者の方から資料3-2について御説明していただきます。

事業者の方を入室させてください。

(事業者入室)

○益子部会長 御説明は、1つは公開、1つは非公開と2つに分かれておりますので、よろしく願いいたします。

まず公開のほうなのですけれども、御説明する方は所属とお名前をおっしゃっていただけるとありがたいので、よろしく願いいたします。

○事業者 Bと申します。本日はよろしく願いいたします。

当湯は1923年創業で、2023年に100周年を機にリニューアルオープンいたしました。その際に井水の部分を検査しましたところ、メタけい酸湯に該当したというところから本日の経緯になっております。本日はよろしく願いいたします。

○事業者 Cと申します。今回の申請の件でコンサルタントと申しますか、申請の部分を担当させていただいております。よろしく願いいたします。

○事業者 Dと申します。今回は揚湯試験及びポンプの交換工事、その辺を担当させていただきました。実際にこの井戸を掘られた業者さんは、現在、工事をされていないので、依頼があつて私に関わらせていただいております。

以上です。

○事業者 そうしましたら、私から公開資料につきまして御説明を始めさせていただきたいと思っております。

今回の件の井戸は、新宿区上落合にあるEという銭湯の所有する井戸になっております。

地図にありますように半径1キロ圏内に温泉の井戸はございません。

2ページ目に行きます。

掘削中の周辺状況は今、申しましたように既に営業されている銭湯の源泉、温泉井戸なので、もう既に掘削が終了しております。

3番のモニタリング計画はこの表に書いてあるとおりです。読ませていただきます。

揚湯量に関しては、現在の配管についております量水器により毎月測定を行う予定です。

井戸の水位の測定に関しては、投げ込み式の水位計により毎月、月に1回測定する予定です。

す。

温度に関しましては、温度計により毎月1回測定を考えております。

上記3項目に併せまして、メタけい酸の定期的な測定を行う予定であります。

3ページに進みたいと思います。

4番目が温泉分析結果です。

今回該当するのが一番下のほうにありますメタけい酸というところでした、70.9ミリグラムで、こちらの成分が温泉の基準値を超えているということで今回の温泉の申請に至りました。

4ページに進みます。

可燃性天然ガスの測定結果です。

可燃性ガスを測定いたしましたが、検出することはございませんでした。0.0%LELということで、可燃性天然ガスについては心配の必要はないかと存じます。

以上が公開部分の温泉の情報となっております。

○益子部会長 ありがとうございます。

では、続きまして非公開部分のところの説明をお願いいたします。

(非公開資料説明、質疑略)

○益子部会長 続きまして許可基準の適合状況について、事務局から説明をよろしくお願ひします。

○大久保水環境課長 それでは、本件の許可基準への適合状況を御説明させていただきます。

資料3-3を御覧ください。

まず①についてでございます。

本件の井戸深度は95メートルでして、200メートル以下となります。このため既存源泉との距離が200メートルを超えていることが必要となりますが、周辺の既存源泉からの距離は200メートルを超えていまして、基準を満たしております。

次に、②についてです。

本申請地の地域の吐出口断面積の基準が21平方センチメートル以下のところ、今回13.584平方センチメートル、揚湯量の基準が日量150立方メートル以下のところ、日量82.6立方メートルとなっております、ともに基準を満たしております。

続いて、③についてです。

まず配慮を要する井戸については、周辺1キロメートル以内に水道水源井戸または水道未給水地域における生活の用に供する井戸はございません。

配慮を要する湧水についても、周辺1キロメートル以内には湧水はございません。

また当申請につきまして、新宿区及び中野区から地下水保全等に関する意見はございませんでした。

諮問第499号「新宿区上落合の温泉動力の装置」に関する許可基準への適合状況についての説明は以上でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○益子部会長 ありがとうございます。

今の御説明につきまして、何か御意見等がございましたらお願いいたします。

○窪田委員 今までこういうメタけい酸の案件のときの附帯意見みたいなものは大体皆さん同じ、今回御説明があったのとあまり大きく差があったら不公平になってしまうので、そこら辺は大丈夫ですか。

○大久保水環境課長 メタけい酸のモニタリングをしっかりとすることは、過去にも事業者様にお伝えしておりますのと同じような形で今回の事業者様にもお伝えしたいと思えます。

○窪田委員 ありがとうございます。

○益子部会長 だから揚水量の測定の仕方が業者によって少しずつ違ったりしますので、今回に関しては普通の量水計ですし、ほかのところではひょっとしたら自動モニタリングしているところもあったかもしれないし、いずれにしても日量で押さえてくださいねということは明記してもいいと思えますので、日量の揚水量とメタけい酸の適宜実施、分析をお願いしておけばいいかなと思えますけれども、附帯意見としてはその2点くらいでよろしいですか。

では、そのような形で今回のこの件につきましては許可相当ということで本審議会にお諮りしたいと思います。

ほかに何かございませんでしょうか。

それでは、以上で本日の議事につきましては全て終了いたしました。

全体を通して事務局に対して何か御質問、御意見等がございましたら発言をお願いいたします。

ないようでございます。

それでは、本日審議した2件については、答申案として次回第158回本審議会にて報告いたします。

以上をもちまして審議を終了いたします。

進行を事務局にお返しいたします。

○古館計画課長 長時間にわたり御審議いただきありがとうございました。

本日、許可相当との御意見をいただきました2件につきましては、次回の本審議会で御審議いただきたいと思います。ありがとうございました。

最後に、閉会に当たりまして、今期の温泉部会の開催につきましては、本日が最後となります。今期の温泉部会では、本日の案件を含め全11件の申請案件についての御審議を頂きました。この場をお借りして、事務局より厚くお礼申し上げます。

それでは、以上をもちまして第5回温泉部会を終了させていただきます。ありがとうございました。